



【問い合わせ】 清瀬市消費生活センター

【電話】042 (495) 6211

消費生活講座「古布でつくるおひなさま」を開催しました

1月22日(金)に高橋誉志子さんを講師にお迎えし、かわいいおひなさまづくりを教えていただきました。色とりどりの古布を再利用して出来上がったおひなさまは、とてもかわいらしいものでした。参加された方は今回の作品づくりを通じ、不要になった洋服や着物などの身近なリサイクルについて学ばれたようです。



消費生活センターでは「消費生活講座」としてさまざまな講座を開催しています。



「今後の講座開催予定」

3月中旬 消費生活講座「味噌づくりから学ぶ発酵食品」

3月後半 消費生活講座「使用済み油を使って手づくり石けんを作ろう！」

※申込みの詳細は市報きよせ3月1日号でお知らせします。

魅力的な発酵の世界



発酵と聞いて思い浮かぶのは、身近に味噌、しょうゆ、酒などがあります。抗生物質、化粧品、洗剤などにも発酵の作用は広く利用されています。自然界における環境浄化も微生物の活動に依存する領域であり、発酵は地上の動植物の生存に不可欠な現象と言えます。

発酵の世界はとても広くて深いものですが、ここでは発酵食品の魅力を見ていきましょう。その魅力の一つ目は、味噌や漬物のように「保存できる」ということ、二つ目には「滋養の宝庫」であるということです。例えば、米を蒸し、それに麹菌を繁殖させたものは元の米と比べ驚異的に栄養成分が高まります。ちなみに麹を使ってできる甘酒は、栄養補給のための点滴と同様の成分と言われています。3つ目の魅力は「独特の味と香り」でしょう。日本酒のふくよかな香りと旨さ、ウィスキーの鼻孔をくすぐる芳香は発酵によりもたらされたものです。他に発酵食品の旨味の代表例として鰹節があげられます。発酵により生み出された鰹節は、400年以上も前から作られており、和食の繊細な美味しさには欠かせない食材です。

このように良いことだらけの発酵食品ですが、弱点は酵素が熱に弱いことです。食べ方を工夫して取り入れましょう。

(編集委員：O)

悪質商法にだまされない心構え

振り込み詐欺や悪質商法にだまされた被害者の多くは高齢者です。警察、市役所、消費生活センターで懸命に被害防止活動を行っていますが、新たな手口による被害が次々に発生しています。

悪質商法には「劇場型詐欺」や「架空請求」などがありますが、これらにだまされないためには、新たな手口を知っておくことに加え、日頃から親子間の連絡を密にしておくことも重要です。

突然の不審な電話や訪問者があった場合もあわてて返事をしたり、安易に契約等をしてはいけません。必ず一呼吸おいて、消費生活センターや警察などに確認しましょう。

(編集委員：Y)



えっ、薬局によって支払う金額に差があるの！？

みなさんは病院で処方された薬を調剤薬局で購入する際、薬局によって支払金額が異なることをご存じですか？ 薬局で支払う金額は

薬局で支払う金額 = (薬剤料<薬代> + 調剤技術料 + 薬学管理料 + 医療材料費) × 自己負担

となります。全て同じ点数で表示されます。1点10円です。薬剤料は薬価で決まっているので、どこの薬局でも同じです。薬学管理料は主にお薬手帳のことです。これを断れば41点が34点になり、3割負担の方は20円安くなります。他の薬との飲み合わせが心配ない場合、お薬手帳は不要だと思います。

この中で薬局によって請求額が違ってくる一番の原因は調剤技術料になります。

調剤技術料 = 調剤基本料 + 調剤料 + 各種加算料

薬局では領収書の他に調剤明細書が発行されます。この中で調剤基本料（大病院のすぐそばで薬剤師がたくさんいるところは安い傾向）、基準調剤加算（備蓄されている医薬品の品目数が多く、設備が整っていると高くなる）、後発医療品調剤体制加算（後発品すなわちジェネリックを処方している割合が多いと高くなる）の3つが同じ処方・条件でも請求額が変わってくる大きな原因になっています。

私の場合、目薬がA薬局で2,060円、B薬局では1,960円で100円の差が出ました。このとき調剤技術料に36点の差がありました。もし、お薬手帳をあらかじめ断っていれば、さらに20円安くなったのです。いずれにしても、薬局の規模や薬剤師の人数などで支払額が異なってくるのはわかりにくく、私たち消費者にとって良いことではありません。これらについては国が責任を持って差額が生じないようにすべきだと考えます。

(編集委員：F)



4月1日 電力の小売り全面自由化スタート！

～電気を選べる時代に～

資源エネルギー庁のホームページ掲載の登録電気小売り事業者一覧には、現在 130 社掲載されています。一般家庭への販売予定があり、供給予定地域が清瀬市に該当し、サービス内容、事業者へのリンクが掲示されているのは少なく、このホームページの情報だけでは選べません。以下の表は新電力と大手電力について簡単に記したものです。

新電力(PPS)*	特定規模電気事業者	1/18 現在 130 社	送電線網なし
大手電力	一般電気事業者	東京電力など 10 社	送電線網あり

※PPS(パワー・プロデューサー・アンド・サプライヤー)

2012年3月9日、呼称が「PPS」から「新電力」に変更された

テレビや新聞での広告も始まりました。インターネット上には、比較するサイトが複数ありますが、インターネットを使えない人にとっては、選ぶのが難しいのが実情です。選ぶ基準は、**価格**で、**電気の作り方**(自然エネルギー・LPG ガス・原子力など)で、**組み合わせ**(携帯電話・インターネット・ケーブルテレビ・ガスなど)でと様々あります。3月31日までに登録することで、割引がある事業者もありますが、わからないまま急いで決める必要はありません。切り替えるために必要なスマートメーターの設置も無料で進められていて、既に一部地域では交換されています。電力切り替えにあたっては、現金などの支払いは生じません。電力の自由化に便乗した悪質な勧誘や詐欺にご注意ください。



- ◎事業者にもよりますが、使用料が少ない世帯では、現在の契約を変えることにより、かえって高くなる場合があります(2人以下世帯・省エネを進めている世帯など)
- ◎選んだ電力会社により停電しやすいということはありません
- ◎電力切り替え手続きのためには、現在の電気の領収書を手元に揃えるとスムーズです(比較のためには1年分あると、なお良い)

公共料金の契約や支払い、その確認などがインターネット優先となってきています。今は使えても高齢化などでシステムの変更に追い付かなくなり、使えなくなる心配が出てきそうです。今後、ガスも選べる時代になります。選択可能な時代は厳しい時代ともいえますね。

(編集委員：M)

ちえのわ編集委員から

- ・記事を書くことで、改めて日常の消費生活に目を向け直すきっかけとなりました。(O)
- ・任命後まもなく脳梗塞で倒れ、回復までに時間がかかりました。2年間満足に活動出来ず、迷惑をかけてばかりで退任となり残念です。(Y)
- ・知らなければ始まらない。知ったら行動しなければ変わらない。自分も世界も(F)
- ・消費者問題は人間が安全・安心に生きるための根本問題であることを再認識しました(T)
- ・限られた枠の中に、いかに情報を入れるかに苦心しました(M)

今号で現在の編集委員は最後になります。次号からは新たなメンバーで編集・発行を担当します。

清瀬市消費生活相談窓口より



平成27年度（4月～12月）の相談傾向

相談件数はやや減少していますが、運輸・通信サービスは前年度比146%、保健・福祉サービスは前年度比180%と大幅に増加しました。またレンタル・リース・貸借も前年度比211%でした。未公開株、金融商品などの相談は減少し、例年上位だった消費者相談ではない相続や近隣関係、家族間トラブルなどの「相談その他」も大幅に減少しました。

今年度は食品の異物混入などの相談も相次ぎました。こういった相談はマスコミが取り上げると連鎖的に増加する傾向があります。

順位	分類	内容	件数	前年度比
1位	運輸・通信サービス	パソコン・携帯電話へのメールによる不当請求や架空請求、ケーブルテレビ契約、インターネットプロバイダー契約、オンラインゲーム料金など	147	146%
2位	保険・福祉サービス	医療、エステ、老人ホーム、年金、衛生サービスなど	45	180%
3位	金融・保険サービス	未公開株・社債・金投資などの金融商品や保険契約など	42	69%
4位	教養娯楽品	新聞購読、開運グッズ、ギャンブル必勝法DVD、海外賞金、パソコン機器など	40	100%
5位	レンタル・リース・貸借	賃貸住宅、賃貸アパート、借地、レンタルサービス、月極駐車場など	40	211%

【運輸・通信サービス】いわゆる光卸*により、通信事業に新規参入した事業者の強引な勧誘が目立ちました。また、サイト登録や利用を名目とした不当請求・架空請求も減る傾向をみせません。携帯電話を新規に契約する際のセット販売トラブルも増加しました。

※光ファイバー回線を用いた接続サービスの再販

【保険・福祉サービス】介護保険や年金、高齢者の施設・医療相談が増加しています。本人やその家族からの相談です。

【レンタル・リース・貸借】主に賃貸住宅・アパートの退去時の敷金返還や原状回復トラブルについての相談です。

清瀬市消費生活センター

〒204-0021 東京都清瀬市元町1-4-17

【電話】042(495)6211

【FAX】042(495)6221

【開館時間】午前9時～午後10時(月～土曜日)

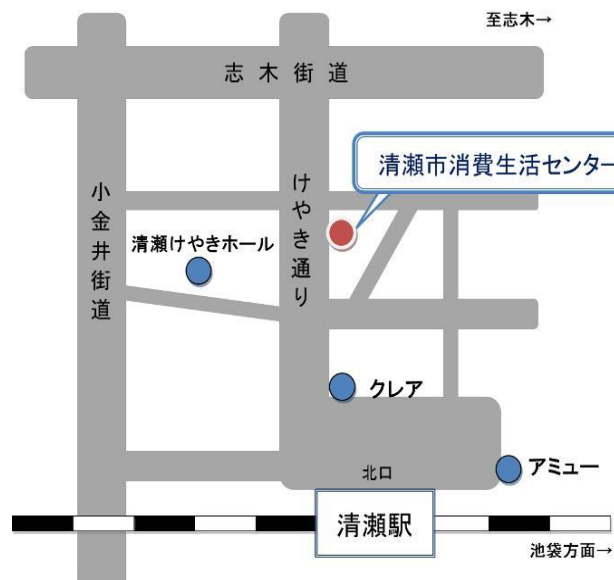
消費生活相談

【相談専用電話】042(495)6212

【相談時間】午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

※「ちえのわ」の音訊CDを製作しています。

ご希望の方はご連絡下さい。



使用済み小型家電回収ボックスがあります。対象は20品目です。